17	6,500円以上	7,000円未満	4,650円
18	7,000円以上	7,667円未満	4,920円
19	7,667円以上	8,333円未満	5,160円
20	8,333円以上	9,000円未満	5,360円
21	9,000円以上	9,667円未満	5,530円
22	9,667円以上	10,333円未満	5,660円
23	10,333円以上	11,000円未満	5,760円
24	11,000円以上		5,820円

○国土交通省告示第七百八十六号

船員の雇用の促進に関する特別措置法施行規則（平成二年運輸省令第二十六号）第七条第二項の規定に基づき、訓練待期手当及び就職促進手当の日額表を次のように定め、平成二十一年八月一日から適用し、船員の雇用の促進に関する特別措置法施行規則第七条第二項の規定に基づき、訓練待期手当及び就職促進手当の日額表を定める件（平成二十年国土交通省告示第九百号）は、平成二十一年七月三十一日限り廃止する。ただし、同日以前に係る訓練待期手当及び就職促進手当の日額については、なお従前の例による。

平成二十一年七月二十三日

国土交通大臣　金子　一義

訓練待期手当及び就職促進手当の日額表

等級	賃金日額	訓練待期手当及び就職促進手当の日額
1	2,100円未満	1,640円
2	2,100円以上　2,433円未満	1,820円
3	2,433円以上　2,767円未満	2,080円
4	2,767円以上　3,100円未満	2,340円
5	3,100円以上　3,367円未満	2,620円
6	3,367円以上　3,567円未満	2,780円
7	3,567円以上　3,800円未満	2,940円
8	3,800円以上　4,067円未満	3,140円
9	4,067円以上　4,333円未満	3,330円
10	4,333円以上　4,600円未満	3,500円
11	4,600円以上　4,867円未満	3,660円
12	4,867円以上　5,167円未満	3,810円
13	5,167円以上　5,500円未満	3,990円
14	5,500円以上　5,833円未満	4,170円
15	5,833円以上　6,167円未満	4,340円
16	6,167円以上　6,500円未満	4,490円
17	6,500円以上　7,000円未満	4,650円
18	7,000円以上　7,667円未満	4,920円
19	7,667円以上　8,333円未満	5,160円
20	8,333円以上　9,000円未満	5,360円
21	9,000円以上　9,667円未満	5,530円
22	9,667円以上　10,333円未満	5,660円
23	10,333円以上　11,000円未満	5,760円
24	11,000円以上	5,820円

○国土交通省告示第七百八十七号

船員となろうとする者に関する本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等離職者の再就職の促進に関する省令（昭和五十六年運輸省令第四十九号）第九条第二項の規定に基づき、訓練待期手当及び就職促進手当の日額表を次のように定め、平成二十一年八月一日から適用し、船員となろうとする者に関する本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等離職者の再就職の促進に関する省令第九条第二項の規定に基づき、訓練待期手当及び就職促進手当の日額表を定める件（平成二十年国土交通省告示第九百一号）は、平成二十一年七月三十一日限り廃止する。ただし、同日以前に係る訓練待期手当及び就職促進手当の日額については、なお従前の例による。

平成二十一年七月二十三日

国土交通大臣　金子　一義

訓練待期手当及び就職促進手当の日額表

等級	賃金日額	訓練待期手当及び就職促進手当の日額
1	2,100円未満	1,640円
2	2,100円以上　2,433円未満	1,820円
3	2,433円以上　2,767円未満	2,080円
4	2,767円以上　3,100円未満	2,340円
5	3,100円以上　3,367円未満	2,620円
6	3,367円以上　3,567円未満	2,780円
7	3,567円以上　3,800円未満	2,940円
8	3,800円以上　4,067円未満	3,140円
9	4,067円以上　4,333円未満	3,330円
10	4,333円以上　4,600円未満	3,500円
11	4,600円以上　4,867円未満	3,660円
12	4,867円以上　5,167円未満	3,810円
13	5,167円以上　5,500円未満	3,990円
14	5,500円以上　5,833円未満	4,170円
15	5,833円以上　6,167円未満	4,340円
16	6,167円以上　6,500円未満	4,490円
17	6,500円以上　7,000円未満	4,650円
18	7,000円以上　7,667円未満	4,920円
19	7,667円以上　8,333円未満	5,160円
20	8,333円以上　9,000円未満	5,360円
21	9,000円以上　9,667円未満	5,530円
22	9,667円以上　10,333円未満	5,660円
23	10,333円以上　11,000円未満	5,760円
24	11,000円以上	5,820円

○国土交通省告示第七百八十八号

漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第十三条第一項の職業転換給付金の支給基準に関する省令（昭和五十一年運輸省令第二十五号）第十条第二項の規定に基づき、就職促進手当の日額の算定に当たり、収入の一日分に相当する額から控除する額（以下「控除額」という。）を千三百二十六円に変更し、平成二十一年八月一日以後に自己の労働によって収入を得た場合について適用し、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第十三条第一項の職業転換給付金の支給基準に関する省令第十条第二項の規定に基づき、就職促進手当の日額の算定に当たり、収入の一日分に相当する額から控除する額を定める件（平成二十年国土交通省告示第九百二号）は、平成二十一年七月三十一日限り廃止する。ただし、同日以前に係る控除額については、なお従前の例による。

平成二十一年七月二十三日

国土交通大臣　金子　一義